

## 情報保護評価に関する論点

## 1. しきい値評価

- (1) プライバシー等の権利利益保護への取り組みに関する評価項目
- 内閣官房案のしきい値評価書では、各機関がプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて評価する項目は置かれていないが、追加することが必要ではないか。
- (2) 情報保護評価の必要性のレベルの判断基準について
- 内閣官房案におけるしきい値評価では、①対象人数、②取扱者数、③漏えい等の重大事故の有無で情報保護評価の必要性のレベルを判断しているが、これで 必要十分と考えられるか。
  - 内閣官房案では情報保護評価の義務付け対象者全てに同じしきい値評価を求めているが、番号制度の導入にともなう国家による国民の管理への懸念がある中、行政機関について、対象人数の基準値を下げる等しきい値の設定を下げることが考えられるか。
- (3) 対象人数の範囲について
- 内閣官房案では、対象人数の範囲の捉え方として、当該業務においてアクセスしうる個人番号の本人数ではなく、当該業務において経常的に取り扱う個人番号の本人数としているが、妥当と考えられるか。(別添 1 参照)
- (4) 重大事故について
- 内閣官房案では、重大事故は、個人情報の漏えい・滅失・毀損ではなく、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損としているが、これで 十分と考えられるか。
  - 内閣官房案は、重大な事故を発生させることが情報保護評価の実施機関に大きな影響を及ぼすことから重大事故はインパクトの大きな事故に限定すべきとの考え方に立つことによる。しかし、内閣官房案では個人番号の通知開始前は特定個人情報が存在しないため、初回のしきい値評価の際には全ての機関において「重大事故の発生なし」となることをどう考えるか。重大事故を個人情報の漏えい・滅失・毀損とした上で、重大事故を発生さ

せた場合に情報保護評価のレベルが1段階上がるのは当該部課（あるいは業務）に限定することが考えられるか。あるいは、初回のしきい値評価においては個人情報、2回目以降は特定個人情報とすることが考えられるか。

- 内閣官房案では、重大事故は、故意又は101人以上の特定個人情報の漏えい・滅失・毀損をいうとしているが、これで必要十分と考えられるか。

## 2. 情報保護評価全般

### (1) プライバシーリスク

- 内閣官房案の重点項目評価書・全項目評価書では、想定されるプライバシーリスクを例示し、当該リスクへの対策を記載することとされているが、その他リスクとして例示すべきものはあるか。（別添2参照）

### (2) 重要な変更

- 内閣官房案は、特定個人情報ファイルの取扱いを変更した場合について、①取扱いの変更前に再評価を実施しなければならないものと、②取扱い変更後に評価書を修正することでも足りるものの2種類に分け、①について、重点項目評価書様式、全項目評価書様式中、※が付された項目への変更としている（ただし、誤字脱字の修正や組織名称の変更、法令名の変更、プライバシーリスクを明らかに軽減・縮小させる変更の場合は変更後に実施すれば足りる）。その他重要な変更として再評価を実施すべきものはあるか。（別添3参照）

### (3) 非公表

- 内閣官房案では、情報保護評価書及びその添付資料は原則として全て公表するが、情報セキュリティ上のリスクや違法行為の助長への恐れから一定の場合には非公表とすることを認めている。同時に内閣官房案は非公表箇所の「詳細は、追って委員会より示されることが考えられる」としており、非公表箇所を特定することが必要ではないか。
- 内閣官房案では、重点項目評価書、全項目評価書における「I 2③他との接続」「II 6①保管場所」が例示されているが、これで十分と考えられるか。